

「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 19 年 12 月 14 日

日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

本協会では、金融庁「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」の論点整理におけるブックビルディングのあり方等に関する検討要請等を踏まえ、昨年 9 月に本協会のエクイティ市場委員会の下部組織として「会員におけるブックビルディングのあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、公開価格の透明かつ公正な価格決定を担保するための方策について検討を行い、本年 11 月、ワーキング・グループでの検討結果を報告書「会員におけるブックビルディングのあり方等について」として取りまとめたところである。

同報告書では、公開価格の決定プロセスの明確化、適正な価格決定への対応、重複申告・空積みの防止への対応等、適切なブックビルディングが実施される環境整備等について提言されたところであるが、今般、これらを実現するため、「有価証券の引受け等に関する規則」及び同規則に関する細則の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

- ・ 第 2 条の定義規定に「想定価格」、「仮条件」、「公開価格」の定義を置くこととする。（第 2 条第 13 号～第 16 号）

(1) 価格等の妥当性の確認

主幹事会員は、新規公開において行う株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合に、想定価格、仮条件又は公開価格を決定するときは、発行者又は投資者と業務上密接な関係にない部署又は会議体において、これらの価格等の妥当性について確認を行わなければならないこととする。（第 23 条第 1 項）

に規定する会議体は、に規定する部署の責任者を含む複数の責任者から構成されなければならないこととする。（第 23 条第 2 項）

主幹事会員は、の確認に係る記録を作成し、5 年間これを保存しなければならないこととする。（第 23 条第 3 項）

(2) 公開価格決定プロセスの構築等

引受会員は、新規公開において行う株券等の募集又は売出しに際して行う引受けを行う場合には、次に掲げる事項を社内規則に定めなければならないこととする。ただし、次に掲げる事項のうち、当該事項に係る手続きを行わないものについてはこの限りでないこととする。(第24条第1項)

- ・ 想定価格の決定を適切に行うために必要な事項
- ・ 仮条件の決定を適切に行うために必要な事項
- ・ ブックビルディングを適切に行うために必要な事項
- ・ 競争入札を適切に行うために必要な事項
- ・ 公開価格の決定を適切に行うために必要な事項
- ・ その他必要な事項

引受会員は、公開価格の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならないこととする。(第24条第2項)

引受会員は、の社内規則が遵守されていること及びの社内マニュアルが適正に運用されていることについて、定期的に検査又は監査を行わなければならないこととする。(第25条)

(3) 適切なブックビルディングの実施

現行の既上場会社の株券等の募集及び売出しに適用しているブックビルディングによる価格の決定に関する規定(第22条)を、新規公開における株券等の募集及び売出しにも適用することとする。(第33条)

に伴い、新規公開時の仮条件の決定に係る手続きを新設することとする。(細則第10条第1項)

に伴い、いわゆる重複申告、空積み等の排除に係る努力規定について、新規公開における株券等の募集及び売出しを含めた禁止規定に改める。(細則第10条第2項)

(4) その他

- ・ その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成 19 年 12 月 14 日(金)から平成 20 年 1 月 4 日(金)17:00 まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public_jsda2007@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

氏名又は名称

連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

意見の該当箇所

意見

理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 担当：佐々木、横田、竹下（TEL 03-3667-8647）

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 19 年 12 月 14 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（ 定 義 ） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～12 （ 現行どおり ） <u>13 ブックビルディング</u> 引受会員が株券等の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。 <u>14 想定価格</u> 株券等の募集又は売出しに係る有価証券届出書に記載される発行価額の総額又は売出価額の総額の見込額の基礎となる当該株券等の発行価格又は売出価格をいう。 <u>15 仮条件</u> 引受会員がブックビルディングを行うに際して投資者に提示する募集又は売出しに係る株券等の価格等の範囲をいう。 <u>16 公開価格</u> 新規公開に係る募集又は売出しに係る株券等の発行価格又は売出価格をいう。 <u>17～19</u>（ 現行どおり ） （ 削 る ）	（ 定 義 ） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～12 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 13～15 （ 省 略 ） （ 適正な条件決定 ） 第 3 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な発行又は売出しの条件を決定し、自己の取引上の地位を有利ならしめるため著しく不適當と認められる価格、数量、その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。</u>

改 正 案	現 行
第 3 条～第 4 条 (現行どおり) (引受審査の独立性の確保) 第 5 条 (現行どおり) 2 引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。 1 (現行どおり) 2 すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門の責任者を含む複数の責任者から構成される会議体の議決(当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。)により引受判断を行うこと。 3 (現行どおり) (引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 6 条 1～2 (現行どおり) (削 る) 3 引受会員は、前2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。 4 (現行どおり) (社内記録の作成、保存) 第 7 条 引受会員は、引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5年間これを保存しなければならない。 1 引受審査において収集した資料及び	第 4 条～第 5 条 (省 略) (引受審査の独立性の確保) 第 6 条 (省 略) 2 引受会員は、次に掲げるすべての要件を満たしている場合には、前項に規定する体制を構築しているものとみなす。 1 (省 略) 2 すべての引受案件について、法務コンプライアンス部門を含む複数の責任者から構成される会議体の議決(当該案件に係る引受推進業務に携わる者が、その表決に加わらないものをいう。)により引受判断を行うこと。 3 (省 略) (社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 7 条 1～2 (省 略) 3 引受会員は、引受けを行った場合には、次の各号に掲げる記録を作成し、5年間これを保存しなければならない。 1 引受審査において収集した資料及び情報(引受判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。)並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録 2 引受判断の基となった資料及び情報並びに当該引受判断の形成過程に係る記録 4 引受会員は、第1項及び第2項に規定する社内規則及び社内マニュアルについて、適宜その内容を充実させるものとする。 5 (省 略) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>情報（引受判断に影響を及ぼすと認められるものに限る。）並びに当該資料及び情報に対する分析及び評価の内容に係る記録</u> <u>2 引受判断の基となった資料及び情報並びに当該引受判断の形成過程に係る記録</u> （検査又は監査の実施） 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。 1 <u>第 6 条第 1 項</u>に基づき定める社内規則が遵守されていること。 2 <u>第 6 条第 2 項</u>に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。 （適切な引受審査） 第 9 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（<u>第 5 条第 2 項</u>の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、第 13 条から第 16 条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。 2 ～ 6 （ 現行どおり ） 第 10 条～第 20 条 （ 現行どおり ） 第 4 章 公正な条件決定 （適正な条件決定） 第 21 条 <u>引受会員は、引受けを行うに当たっては、必要に応じて投資需要の調査を行う等市場実勢を尊重して適正な募集又は売出しに係る条件を決定することとし、著</u>	（検査又は監査の実施） 第 8 条 引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。 1 <u>前条第 1 項</u>に基づき定める社内規則が遵守されていること。 2 <u>前条第 2 項</u>に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。 （適切な引受審査） 第 9 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（<u>第 6 条第 2 項</u>の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、第 13 条から第 16 条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。 2 ～ 6 （ 省 略 ） 第 10 条～第 20 条 （ 省 略 ） 第 4 章 公正な価格決定及び配分 （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>しく不適當と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことのないようにしなければならない。</u> (ブックビルディングによる価格の決定) 第 22 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディングにより募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。 2 (現行どおり) (価格等の妥当性の確認) 第 23 条 <u>主幹事会員は、新規公開に係る株券等の募集又は売出しに際して引受けを行うに当たり、想定価格、仮条件又は公開価格を決定する場合、発行者又は投資者と業務上密接な関係にない部署又は会議体において、これらの価格又は価格の範囲等の妥当性について確認を行わなければならない。</u> 2 <u>前項に規定する会議体は、同項に規定する部署の責任者を含む複数の責任者から構成されなければならない。</u> 3 <u>主幹事会員は、第 1 項の確認に係る記録を作成し、5 年間これを保存しなければならない。</u> (公開価格の決定に係る社内規則及び社内マニュアルの整備) 第 24 条 引受会員は、新規公開において行う株券等の募集又は売出しに際して引受けを行う場合には、次の各号に掲げる事項を社内規則に定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項のうち、当該事項に係る手続きを行わないものについては、この限りでない。 1 <u>想定価格の決定を適切に行うために</u>	(ブックビルディングによる価格の決定) 第 21 条 引受会員は、株券等の引受けを行うに当たり、ブックビルディング(投資者の需要状況の調査をいう。以下同じ。)により当該募集又は売出しに係る株券等の価格等の条件を決定する場合、当該ブックビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、払込日までの期間に係る相場の変動リスク等を総合的に勘案して発行者又は売出人と協議するものとする。 2 (省 略) (新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
<u>必要な事項</u> <u>2 仮条件の決定を適切に行うために必要な事項</u> <u>3 ブックビルディングを適切に行うために必要な事項</u> <u>4 競争入札を適切に行うために必要な事項</u> <u>5 公開価格の決定を適切に行うために必要な事項</u> <u>6 その他必要な事項</u> <u>2 引受会員は、前項の場合には、公開価格の決定を適切に行うための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</u> (検査又は監査の実施) <u>第 25 条</u> <u>引受会員は、次に掲げる事項について、定期的に検査又は監査を行わなければならない。</u> <u>1 前条第 1 項に基づき定める社内規則が遵守されていること。</u> <u>2 前条第 2 項に基づき定める社内マニュアルが適正に運用されていること。</u> <u>第 26 条</u> (現行どおり) <u>第 5 章 公正な配分</u> <u>第 27 条～第 29 条</u> (現行どおり) <u>第 6 章 雑 則</u> <u>第 30 条～第 32 条</u> (現行どおり) (この規則の一部の適用除外) <u>第 33 条</u> <u>次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</u> <u>1 新規公開に際して行う株券の募集</u> <u>第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条並びに第 28 条第 3 項</u>	(新 設) <u>第 22 条</u> (省 略) (新 設) <u>第 23 条～第 25 条</u> (省 略) <u>第 5 章 雑 則</u> <u>第 26 条～第 28 条</u> (省 略) (この規則の一部の適用除外) <u>第 29 条</u> <u>次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</u> <u>1 新規公開に際して行う株券の募集</u> <u>第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、第 19 条、第 21 条並びに第</u>

改 正 案	現 行
<u>第 5 号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 19 条 3 「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、<u>第 22 条並びに第 28 条第 3 項及び第 4 項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第 17 条、第 19 条及び<u>第 22 条</u> 5 ～ 7 (現行どおり) (削 る) 付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	<u>24 条第 3 項第 5 号</u> 2 新規公開に際して行う優先出資証券又は不動産投資信託証券の募集 第 17 条第 1 項第 2 号、同条第 3 項及び第 4 項、<u>第 19 条並びに第 21 条</u> 3 「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第 17 条第 3 項から第 5 項まで、第 18 条、第 19 条、<u>第 21 条並びに第 24 条第 3 項及び第 4 項</u> 4 株主割当増資における失権株にかかる株券の募集 第 17 条、第 19 条及び<u>第 21 条</u> 5 ～ 7 (省 略) <u>8 新規公開に際して行う株式、優先出資証券又は不動産投資信託証券の売出し第 21 条</u>

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則」の一部改正について（案）

平成 19 年 12 月 14 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（ブックビルディングの手続き） 第 10 条 規則第 22 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 引受会員は、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。 イ <u>新規公開（外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に上場されている株券等の発行者（以下「外国上場発行者」という。）が発行する株券等の国内の取引所金融商品市場への上場を除く。）において行う株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</u> (1) <u>募集又は売出しに係る株券等の発行者の事業内容、財政状態及び経営成績</u> (2) <u>有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見</u> (3) <u>その他仮条件の決定に関し参考となる資料及び意見</u> ロ <u>上場発行者及び外国上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しにおける仮条件の決定</u> (1) <u>募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券の時価、流動性及び株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券を公開している市場</u> (2) <u>募集又は売出しに係る株券等の発行者の事業内容、財政状態及び経営成績</u> (3) <u>その他仮条件の決定に関し参考</u>	（ブックビルディングの手続き） 第 10 条 規則第 21 条第 2 項に規定するブックビルディングの手続きは、次のとおりとする。 1 仮条件の決定 引受会員は、次に掲げる事項を総合的に勘案して、発行者又は売出人と協議のうえ仮条件を決定する。 （ 新 設 ） イ <u>募集又は売出しに係る株券等の発行者の株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券の時価、流動性及び株券、優先出資証券又は不動産投資信託証券を公開している市場</u> ロ <u>募集又は売出しに係る株券等の発行者の事業内容、経営成績及び財政状態</u> ハ <u>その他仮条件の決定に関して参考</u>

改 正 案	現 行
となる資料及び意見 2 需要の調査 会員は、需要の把握のための基本方針を定めるとともに、ブックビルディングを担当する会員を定めるものとする。この場合において、当該会員は、当該基本方針に基づいて需要の調査を行うものとし、調査に当たっては、次に掲げる申告に該当することが明らかに見込まれるものを含めてはならない。 イ～ハ（ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （配分の公平化） 第 11 条 規則第 28 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第 28 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 28 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 28 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否	となる資料及び意見 2 需要の調査 会員は、需要の把握のための基本方針を定めるとともに、ブックビルディングを担当する会員を定めるものとする。この場合において、当該会員は、当該基本方針に基づいて需要の調査を行うものとし、調査に当たっては、次に掲げる申告が含まれないことに留意するものとする。 イ～ハ（ 省 略 ） 3 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （配分の公平化） 第 11 条 規則第 24 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。 1 協会員は、規則第 24 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。 2 規則第 24 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の 15%を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券又は優先出資証券の取得をする場合を含むものとする。 3 規則第 24 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否

改 正 案	現 行
か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 28 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 規則第 28 条第 3 項第 4 号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。) に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。) を含むものとする。 6 規則第 28 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。	か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。 4 規則第 24 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。 5 規則第 24 条第 3 項第 4 号に規定する「従業員持株会」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株(剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。) に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの(当該子会社連動配当株を取得するものに限る。) を含むものとする。 6 規則第 24 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。
(引受けの報告) 第 12 条 規則第 30 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日) までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日(当日が休業日の場合は、前営業日) までに、別に定める「増資状況報告書」を本	(引受けの報告) 第 12 条 規則第 26 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の代表証券会社となった会員が、引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び条件決議日の翌日(当日が休業日の場合は、翌営業日) までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、当該引受けを行った月の翌月の 10 日(当日が休業日の場合は、前営業日) までに、別に定める「増資状況報告書」を本

改 正 案	現 行
協会に提出することにより行うものとする。 2 (現行どおり) (海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 32 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。 付 則 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。	協会に提出することにより行うものとする。 2 (省 略) (海外発行についての準用) 第 13 条 規則第 28 条第 3 項の規定に基づき、我が国の発行者の外国における株券等の募集へ規則第 20 条を準用するに当たっては、国内において新株予約権証券の売出しを行う際の有価証券届出書及び株券等の募集が外国において行われる際に提出される臨時報告書への記載をいうものとする。なお、臨時報告書への記載に当たっては、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項を対象とする。